

○ 地方財政法（抄）

（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第五条の三

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和5年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公営住宅建設事業	1,089	1,090	△ 1	△ 0.1
3 災害復旧事業	1,126	1,127	△ 1	△ 0.1
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	807	174	21.6
(4) 一般補助施設等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,387	28,013	△ 626	△ 2.2
(1) 一般	2,485	2,411	74	3.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺地対策	540	530	10	1.9
(2) 過疎対策	5,400	5,200	200	3.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	56,684	56,717	△ 33	△ 0.1
二 公営企業債				
1 水道事業	6,035	5,566	469	8.4
2 工業用水道事業	297	300	△ 3	△ 1.0
3 交通事業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4 電気事業・ガス事業	333	288	45	15.6
5 港湾整備事業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,193	405	9.7
7 市場事業・と畜場事業	287	379	△ 92	△ 24.3
8 地域開発事業	919	840	79	9.4
9 下水道事業	12,649	12,181	468	3.8
10 観光その他事業	95	78	17	21.8
計	27,551	26,477	1,074	4.1
合 計	84,235	83,194	1,041	1.3

(単位：億円、%)

項 目		令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債		9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
総 計		(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
		94,981	101,799	△ 6,818	△ 6.7
内 訳	普 通 会 計 分	68,163	76,077	△ 7,914	△ 10.4
	公 営 企 業 会 計 等 分	26,818	25,722	1,096	4.3
資 金 区 分					
公 的 資 金		40,644	43,713	△ 3,069	△ 7.0
財 政 融 資 資 金		24,228	26,252	△ 2,024	△ 7.7
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		16,416	17,461	△ 1,045	△ 6.0
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
民 間 等 資 金		54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
市 場 公 募		34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受		20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和5年度地方債計画

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	般 会 計 債				
	公 営 住 宅 建 設 事 業	8	8	0	0.0
	災 害 復 旧 事 業	1	1	0	0.0
	一 般 単 独 事 業	1	1	0	0.0
	公 営 企 業 債				
	水 道 事 業	3	5	△ 2	△ 40.0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1)	(1)	(0)	(0.0)
	総 計	(1)	(1)	(0)	(0.0)
		13	15	△ 2	△ 13.3
内 訳	普 通 会 計 分	9	9	0	0.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	4	6	△ 2	△ 33.3
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	10	12	△ 2	△ 16.7
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	3	3	0	0.0
	（ 国 の 予 算 等 貸 付 金 ）	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備 考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考)

令和5年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公営住宅建設事業	1,097	1,098	△ 1	△ 0.1
3 災害復旧事業	1,127	1,128	△ 1	△ 0.1
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	807	174	21.6
(4) 一般補助施設等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,388	28,014	△ 626	△ 2.2
(1) 一般	2,486	2,412	74	3.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺地対策	540	530	10	1.9
(2) 過疎対策	5,400	5,200	200	3.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	56,694	56,727	△ 33	△ 0.1
二 公営企業債				
1 水道事業	6,038	5,571	467	8.4
2 工業用水道事業	297	300	△ 3	△ 1.0
3 交通事業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4 電気事業・ガス事業	333	288	45	15.6
5 港湾整備事業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,193	405	9.7
7 市場事業・と畜場事業	287	379	△ 92	△ 24.3
8 地域開発事業	919	840	79	9.4
9 下水道事業	12,649	12,181	468	3.8
10 観光その他事業	95	78	17	21.8
計	27,554	26,482	1,072	4.0
合 計	84,248	83,209	1,039	1.2

(単位：億円、%)

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債		9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
総 計		(266) 94,994	(335) 101,814	(△ 69) △ 6,820	(△ 20.6) △ 6.7
内 訳	普通会計分	68,172	76,086	△ 7,914	△ 10.4
	公営企業会計等分	26,822	25,728	1,094	4.3
資金区分					
公 的 資 金		40,657	43,728	△ 3,071	△ 7.0
財 政 融 資 資 金		24,238	26,264	△ 2,026	△ 7.7
地方公共団体金融機構資金		16,419	17,464	△ 1,045	△ 6.0
(国の予算等貸付金)		(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
民 間 等 資 金		54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
市 場 公 募		34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受		20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 8 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和5年度地方債計画について①

令和5年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び脱炭素化並びに地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は9兆4,981億円となり、前年度に比べて6,818億円、6.7%の減となっている。

このうち、普通会計分は6兆8,163億円で、前年度に比べて7,914億円、10.4%の減、公営企業会計等分は2兆6,818億円で、前年度に比べて1,096億円、4.3%の増となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債9,946億円(前年度に比べて7,859億円、44.1%の減)を計上している。

(3) 脱炭素化推進事業の創設

地方公共団体が、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施できるよう、現行の公共施設等適正管理推進事業(脱炭素化事業)の対象事業に太陽光発電以外の再生可能エネルギーや電動車の導入等に係る事業を加え、脱炭素化推進事業を創設することとし、900億円を計上している。

(4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充(社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援、消防本部への水中ドローン(配備)することとし、5,000億円を計上している。

(5) 緊急自然災害防止対策事業の推進

地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、4,000億円を計上している。

(6) 緊急浚渫推進事業の推進

地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、1,100億円を計上している。

令和5年度地方債計画について②

(7) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業を4,320億円計上している。

(8) 過疎対策事業の推進

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえつつ、過疎地域の持続的発展に関する施策に取り組んでいけるよう、5,400億円(前年度に比べて200億円、3.8%の増)を計上している。

(9) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進するため、脱炭素化の取組及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(10) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.8%)を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募地方債としてグリーンボンドを新たに発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(11) 財政融資資金の償還期間の延長

① 辺地対策事業(飲用水供給施設)について、10年以内(うち据置2年以内)を30年以内(うち据置5年以内)に延長することとしている。

② 過疎対策事業(簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設)について、12年以内(うち据置3年以内)を30年以内(うち据置5年以内)に延長することとしている。

※ ①及び②は利率見直し方式による貸付について適用される。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額13億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

令和5年度地方債計画について③

【参考1】通常分・特別分の状況(通常収支分と東日本大震災分の合計)

区分	令和5年度		令和4年度		増減額		増減率 (C)/(B)×100
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	
普通会計分	68,172	76,086	76,086	76,086	△7,914	914	△10.4
通常分	49,726	49,781	49,781	49,781	△55	55	△0.1
特別分	18,446	26,305	26,305	26,305	△7,859	859	△29.9
臨時財政対策債	9,946	17,805	17,805	17,805	△7,859	859	△44.1
財源対策債	7,600	7,600	7,600	7,600	0	0	0.0
退職手当債	800	800	800	800	0	0	0.0
調整	100	100	100	100	0	0	0.0
公営企業会計等分	26,822	25,728	25,728	25,728	1,094	094	4.3
総計	94,994	101,814	101,814	101,814	△6,820	820	△6.7
通常分	76,548	75,509	75,509	75,509	1,039	039	1.4
特別分	18,446	26,305	26,305	26,305	△7,859	859	△29.9

(単位:億円、%)

(注)1 公営企業会計等分はすべて通常分である。

2 財源対策債については、公共事業等債等の内数である。

【参考2】地方債資金の構成内訳(通常収支分と東日本大震災分の合計)

区分	令和5年度計画		令和4年度計画		差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
	公的資金	40,657	42.8	43,728	42.9	△3,071
財政融資資金	24,238	25.5	26,264	25.8	△2,026	△7.7
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	16,419	17.3	17,464	17.2	△1,045	△6.0
民間等資金	(266)	—	(335)	—	(△69)	(△20.6)
市場公募資金	54,337	57.2	58,086	57.1	△3,749	△6.5
市場公募	34,100	35.9	36,600	35.9	△2,500	△6.8
銀行等引受	20,237	21.3	21,486	21.1	△1,249	△5.8
合計	94,994	100.0	101,814	100.0	△6,820	△6.7

(単位:億円、%)

(注)1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆3,200億円(前年度比3,000億円、4.5%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含まれていない。

令和5年度市場公募地方債について

【令和5年度市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）】

合計	6.3兆円程度	(④)	6.6兆円程度	
—	全国型市場公募地方債	6.3兆円程度	(④) 6.6兆円程度)	
—	—	10年債	3.2兆円程度 (④) 3.4兆円程度)	
—	—	—	共同発行分	1.2兆円程度 (④) 1.2兆円程度)
—	—	—	個別発行分	2.0兆円程度 (④) 2.2兆円程度)
—	—	中期債 (5年債等)	1.0兆円程度 (④) 1.2兆円程度)	
—	—	超長期債 (20年債、30年債等)	0.7兆円程度 (④) 1.1兆円程度)	
—	—	フレックス分	1.4兆円程度 (④) 0.9兆円程度)	
—	住民参加型市場公募地方債	170億円程度	(④) 150億円程度)	

- (注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものである。合計と一致しない場合がある。
 (注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。
 (注3) 共同発行分には、共同発行分（グリーンボンド）での発行を予定している額を含む。
 (注4) フレックス分には、償還年限未定分を計上している。

〈参考〉市場公募地方債の地方債計画（当初）計上額推移

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
市場公募地方債計画額	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9	3.9	4.5	3.7	3.4
地方債計画総額に占める割合	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	35.9%	35.9%

（単位：兆円）

令和5年度共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）について

- 我が国の地方債市場におけるグリーンボンド等のESG/SDGs債への需要の高まりを踏まえ、地方団体の安定的な資金調達のため、令和5年度から初めて共同発行形式でグリーンボンドを発行する。

【グリーンボンドの共同発行のメリット】

- ・ 複数の地方団体が対象事業を持ち寄ることにより、個別にロットを確保できない団体においてもグリーンボンドの発行が可能。
- ・ フレームワーク作成等に係る事務負担や外部評価取得等に係る費用負担が軽減できる。

【発行概要】

- 参加希望団体数 30団体
- 発行予定額 10年債共同発行分1.2兆円程度の一部
- 発行時期・年限 令和5年度後半に10年債を発行予定

※共同発行方式とは、複数の地方団体が共同して地方債を発行する方式。発行した地方債の元利金償還については、参加団体が連帯して債務を負う。

（参考）個別団体によるESG/SDGs地方債の発行見込（令和4年度）

- ・ 発行予定団体数 20団体
- ・ 発行予定額 2,155億円

※グリーンボンド1,455億円、ソーシャルボンド300億円、サステナビリティ・ボンド250億円、サステナビリティ・リンク・ボンド50億円

【ESG/SDGs全国型市場公募地方債（個別発行）の発行（予定）額推移】（単位：億円）

	H29	H30	H31	R2	R3	R4 (予定含む)
発行団体数	1	1	1	3	7	20
発行(予定)額	100	100	100	300	1,350	2,155

（注1）ESG/SDGs地方債とは、ここではICMA（国際資本市場協会）による原則等のほか、国内外の機関により策定された原則に準拠して発行された地方債を指している。

（注2）上記発行予定団体数及び発行予定額は、全て令和4年12月23日時点の数字である。